

人権施策の現状と課題【担当所管等】

課題(現行指針の分類)	担当所管	ページ
女性	生活文化局都民生活部男女平等参画課	1
子ども	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課	別添パンフ
	教育庁総務部人権教育調整担当	3
高齢者	福祉保健局高齢社会対策部計画課	5 (別添パンフあり)
障害者	福祉保健局障害者施策推進部計画課	6
同和問題	総務局人権部同和啓発担当	7
アイヌの人々	総務局人権部企画課企画係	8
外国人	生活文化局都民生活部地域活動推進課	9
エイズ患者・HIV感染者	福祉保健局健康安全部感染症対策課 (エイズ・新興感染症担当)	10
ハンセン病患者・回復者等	福祉保健局健康安全部感染症対策課	12
犯罪被害者やその家族	総務局人権部被害者支援連携担当	13

男女平等参画推進について

1 働く場における男女平等参画

雇用の分野において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会及び待遇が確保されることは、男女平等参画社会の実現にとって、極めて重要である。

都においては、これまで、男女雇用機会均等法の普及啓発を促進することや、企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を事業者と協力して推進してきた。

しかし、所定内給与額の男女格差は穏やかに縮小しているものの、女性の所定内給与額は男性の7割程度にとどまり、都内事業所の管理職に占める女性の割合は、係長相当職でも1割程度となっている。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

人々の価値観の多様化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭を取り巻く社会環境は大きく変化した。男女が共に、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できるよう、「仕事と生活の調和」に理解ある社会への転換を図ることが必要である。

しかし、働いている人のうち、「仕事優先」を希望する人は1割にも満たないにもかかわらず、男性の5割、女性の3割が仕事を優先して働いており、希望と現実には大きな乖離がある。

また、平成9年以降、共働き世帯数が方働き世帯数を上回る状況となっている状況にあって、子育て期の男性の家庭内労働時間は1時間7分で、女性の5時間56分に比べ著しく少ない。

3 特別な配慮を必要とする男女への支援

単身世帯の増加など世帯構成の変化や、正社員以外の労働者の増加など、雇用・就業環境の変化等が進む中、ひとり親家庭、高齢者、若年層といった人たちの中で、経済的自立が困難であったり、就業機会が不足していたり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、これまであまり表面化してこなかった新たな課題に直面する人が増加している。

4 配偶者からの暴力

犯罪となる行為をも含む配偶者からの暴力は、家庭内において行われるため、外部から発見しづらいことから潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向がある。

配偶者暴力防止法の制定以降、配偶者暴力に対する認識は社会的に広がりつつあり、配偶者暴力に関する相談件数は増加している。

5 男女平等参画を推進する社会づくり

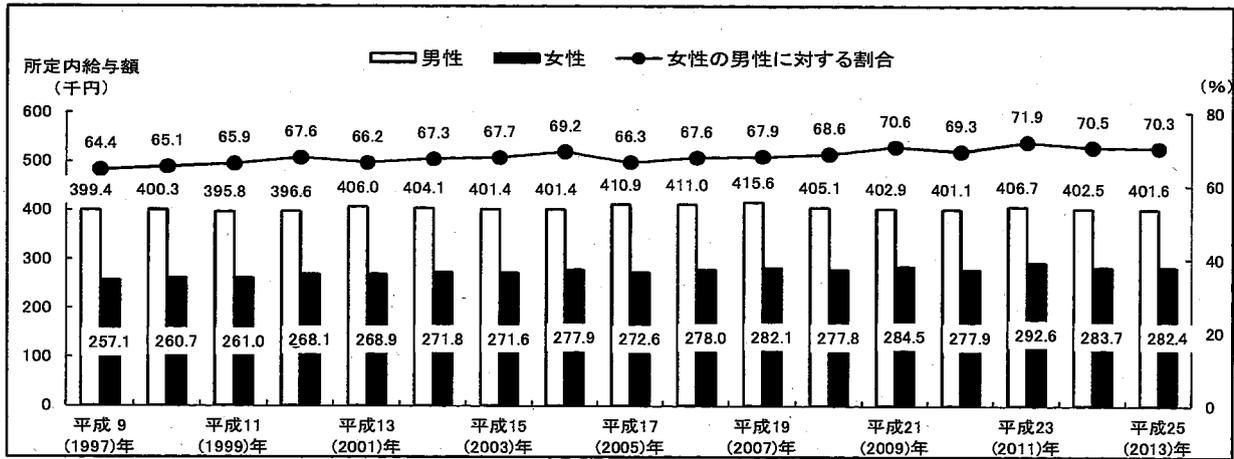
都では、東京都男女平等参画基本条例を制定し、「男女平等参画のための東京都行動計画」、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を定め、様々な施策を実施するとともに、都民や事業者に対して相談、支援、啓発を行っている。

今後は、これまでの男女平等参画推進に加え、女性の活躍推進のための気運醸成、就業継続・再就職支援、子育て支援等に取り組むことにより、女性の参画を促進していく。

また、配偶者暴力対策として、未然防止に努めるとともに、被害者の安全の確保と本人の意思を尊重した継続的な支援について、都、区市町村等の関係機関、民間団体が、それぞれの役割を明確にしつつ、連携をより強化し協働して取り組んでいく。

【図1】

＜所定内給与額男女間格差の推移（都）＞



資料：厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査（全国）」

注1：女性の男性に対する割合は男性の所定内給与額を100とした場合の女性の値

注2：所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

ア 時間外勤務手当…所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与

イ 深夜勤務手当…深夜の勤務に対して支給される給与

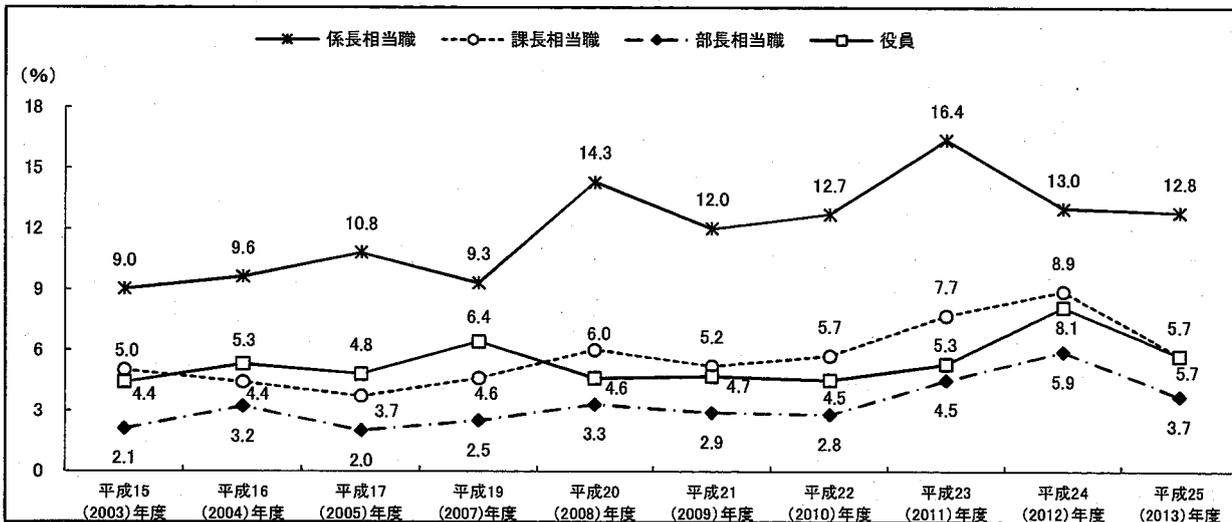
ウ 休日出勤手当…所定休日の勤務に対して支給される給与

エ 宿日直手当…本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与

オ 交代手当…臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交代勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

【図2】

＜役職別女性管理職の割合（都）＞



資料：東京都産業労働局「平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

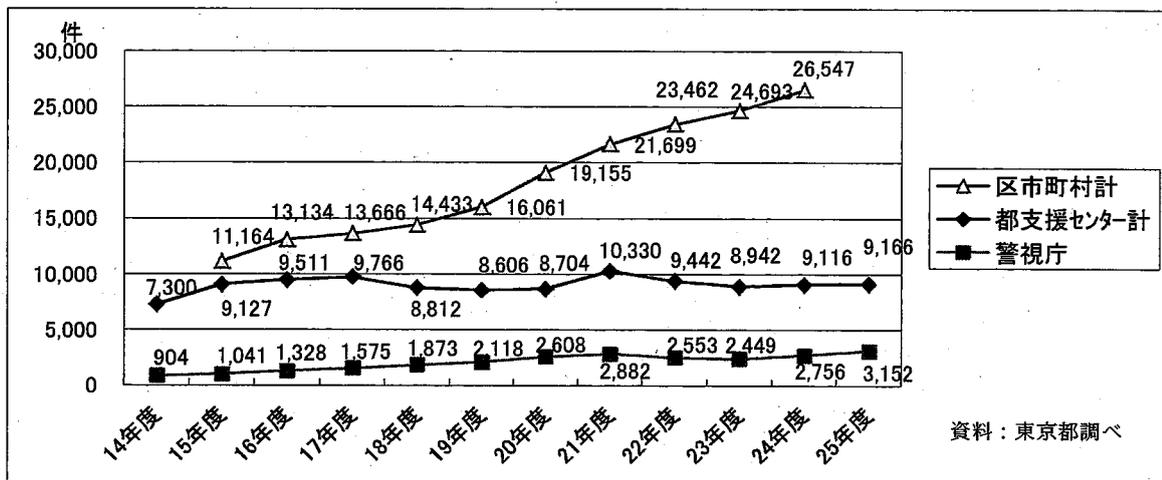
注1：調査対象は、都内全域（島しょを除く）の従業員規模30人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」「その他」の14業種、合計2,500社

注2：一般に管理職は「課長相当職」以上であるが、ここでは事務遂行の指揮命令者である「係長職」も管理職に含めている。

注3：平成18（2006）年度はデータなし

【図3】

＜都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移＞



資料：東京都調べ

いじめ防止対策推進法

(平成25年6月公布、9月施行)

いじめの防止等のための基本的な方針

(平成25年10月決定)

東京都いじめ防止対策推進条例

(平成26年6月25日可決・成立
7月2日公布・施行[10~12条を除く] 8月1日施行[10~12条])

【提案理由】

いじめ防止等に係る対策を総合的に推進するため、基本理念を定め、都、学校その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定める必要がある。

【本条例における学校】

都の公立・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

【規定の考え方】

- 1 法で要請される次の事項について、必要な事項を定める。
 - ① 都の基本方針の策定
 - ② いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ③ 教育委員会の附属機関の設置
 - ④ 重大事態を再調査するための知事の附属機関の設置

重大事態（法第28条の規定）

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - 2 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 2 法を直接適用する条項については、原則として条例に規定しない。
ただし、特に必要と考えられる事項については、法を踏まえて規定する。
- ⇒ **目的、定義、基本理念、いじめの禁止、都・学校の設置者・学校及び教職員・保護者の責務**

東京都いじめ防止対策推進条例

第1条	目的 ● いじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第2条	定義 ● 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている行為
第3条	基本理念 ● 学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指すことと社会全体の取組
第4条	いじめの禁止 ● 児童等は、いじめを行ってはならない。
第5条	都の責務 ● いじめ防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進
第6条	学校の設置者の責務 ● 設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置
第7条	学校及び教職員の責務 ● 未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対処
第8条	保護者の責務 ● 規範意識を養うための指導等
第9条	東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 ● いじめ防止等対策の基本的な考え方、対策推進に必要な事項
第10条	東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 [常設] 《対象：公立学校・私立学校》 【目的】 公立学校・私立学校のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。 【協議内容】 ○都、区市町村、学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項 ○いじめの防止等に関する機関及び団体との連携に関する事項 など 【構成】 学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者
第11条	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）の設置 [常設] 《対象：公立学校》 【所學事項】 ○公立学校におけるいじめ防止等の対策についての調査・審議・都教育委員会への答申 ○公立学校における重大事態についての調査、調査結果の教育委員会への報告 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 10人以上 【任期】 2年 ※ 私立学校における重大事態については、法第28条1項の規定により、学校の設置者又は学校の下に組織を設置し、調査を行う
第12条	東京都いじめ問題調査委員会（知事の附属機関）の設置 [必要があるときに設置できる] 《対象：都立学校・私立学校》 【所學事項】 ○東京都教育委員会、学校法人、都立学校、私立学校が行った重大事態調査の再調査 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で「都教育委員会いじめ問題対策委員会（11条）」の委員など関係者以外の者 10人以上 【任期】 知事が任命したときから再調査が終了するときまで ○学校、学校の設置者等の再調査への協力 ○設置したときの都議会への報告
第13条	委任 ● 必要な事項は知事又は教育委員会が定める。
附 則	施行期日 ● 公布の日から施行（ただし、第10条～第12条は、平成26年8月1日施行）

東京都いじめ防止対策推進基本方針

～「東京都いじめ防止対策推進条例」第9条の規定に基づき策定～

【目的】 条例等に基づきいじめ防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】 公立学校・私立学校

1 基本方針策定の意義

学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

2 いじめの定義

3 いじめの禁止

4 いじめ問題への基本的な考え方

- いじめを生かさない、許さない学校づくり
- 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒の主体的な行動を促す
- 教員の指導力向上と組織的対応
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組

5 学校における取組

○ 学校いじめ防止基本方針の策定

○ 組織等の設置

- 学校におけるいじめ防止等に関する取組
 - ・ 未然防止
 - ・ 早期発見
 - ・ 早期対応
 - ・ 重大事態への対応

6 都における取組

- 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第10条）
- 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第11条）
- 東京都いじめ問題調査委員会の設置（条例第12条）

○ いじめ防止等に関する具体的な取組

- ・ 相談体制の整備
- ・ 関係機関との連携
- ・ 教職員の資質向上、専門的人材の確保
- ・ インターネットを通じて行われるいじめ対策
- ・ 啓発活動
- ・ 調査研究の実施

7 その他

- 「いじめ総合対策」の策定、私立学校への支援
- 取組状況の確認、結果に基づき対応

東京都教育委員会いじめ総合対策

～「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき策定～

【目的】 東京都教育委員会・区市町村教育委員会・学校の対策の一層の推進

【対象】 公立学校

ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応

《学校一丸となって取り組む》

ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

《被害の子供を守る》

ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

《周囲の子供に見えぬふりせず、声を上げられる学校づくり

ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携

《社会総がかりで取り組む》

【4つの段階に応じた具体的な取組】

I 未然防止

- 教職員の指導力向上と組織的対応
- いじめを防止し、見て見ぬふりしないための取組

II 早期発見

- いじめの見える化
- いじめの見える化① ～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～
- 学校のいじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
- 保護者・地域との連携

III 早期対応

- 学校いじめ対策委員会を核とした対応
- 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
- 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携

IV 重大事態への対応

- 被害の子供の保護・ケア
- 被害の子供への働き掛け
- 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携
- いじめ防止対策推進法に基づき対応

東京都におけるいじめ防止対策推進施策に対する御意見について

平成 26 年 4 月 24 日（木）から 5 月 23 日（金）まで ■ 意見数 17 人 39 件

【主な御意見の概要】

- 1 全体に関すること
 - 全体として、学校及び諸機関への連絡体制、組織体制が網羅されていると思う。
- 2 学校の取組に関すること
 - 学校は、子供一人ひとりが、学校生活を楽しんでいると思える雰囲気づくりに尽力してほしい。
 - 学校においては、被害の子供に寄り添い、積極的にいじめの認定をすべきである。
 - 教員が心理学を学ぶことで、子供や保護者が相談しやすい環境を整えてほしい。
- 3 実態把握に関すること
 - いじめの調査は、教育委員会から離れた立場の第三者委員会で行うべきである。

4 子供への指導に関すること

- 被害の子供、加害の子供のみならず、周囲の子供への対応を行う必要がある。
- 加害の子供に懲罰的アプローチを行うことは、対応として不適切である。
- 家庭との連携に関すること
 - 学校が、いじめの芽の段階で家庭に情報を公開し、解決を図ることが大切である。
 - いじめの解決のためには、家庭教育を充実させる必要がある。
- 地域との連携に関すること
 - もう少し地域の役割を盛り込んでもらいたい。

東京都高齢者保健福祉計画(平成24年度～平成26年度) 全体概要

■ 計画の理念

- 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
- 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
- 確かな「安心」を次世代に継承

3つ

■ 施策展開の視点

- 地域における安心な生活の確保
- 介護サービスの基盤整備と円滑・適正な制度運営
- 地域社会を支える人材の確保・定着・育成
- 多様な社会参加の促進

4つ

■ 計画策定の背景

1 社会の情勢

- (1) 少子高齢化の進行
平成27年には都民の約4人に1人が高齢者に
- (2) 家族構造・地域社会の変化
東京都内の高齢者単身世帯数は、平成17年から平成27年にかけて約1.43倍に
- (3) 高齢者の住まい
高齢者の増加に伴い、住まいのニーズが多様に

2 介護保険制度の変遷

- (1) 介護保険制度の定着
東京都の介護サービス利用者数は、平成12年の介護保険制度発足の約11万人から平成23年4月時点で約377万人に増加
- (2) 平成23年介護保険法改正のポイント
「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の推進について提示

3 東京都における地域包括ケアシステム実現に向けた取組

大都市の強みを生かした地域包括ケアシステムの構築

4 地域主権改革について

介護サービスの人員や設備、運営に関する基準等の条例化

5 計画策定に当たって

- (1) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- (2) 「福祉・健康都市東京ビジョン」及び「2020年の東京」計画 } を踏まえ策定

■ 重点的取組

6つ

- (1) 介護サービス基盤の整備～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～
 - 特別養護老人ホームなどの介護施設施設等について、整備が進んでいない地域での設備促進や都府県等の活用により、介護サービスの基盤の整備を進めていきます。
 - 認知症高齢者グループホームの定員を10,000人に増員します。
 - 地域密着型サービスの整備について、区市町村を支援します。
- (2) 在宅療養の推進～医療と介護の連携強化による24時間の安心を目指して～
 - 在宅の高齢者の療養生活を地域で支えるため、関係者間の連携を強化し、在宅療養の支援体制を構築します。
 - 在宅療養生活の支援を行う訪問看護のサービス拠点の整備を図ります。
 - 在宅療養におけるコーディネート機能を担うことのできる人材を養成します。
- (3) 認知症対策の総合的な推進～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～
 - 認知症の人と家族を地域で支えるため、区市町村におけるネットワークづくりなどの取組を支援します。
 - 認知症の専門医療を提供するとともに、地域の医療機関同士や医療と介護の連携の推進となる認知症疾患医療センターの整備を進め、地域の支援体制を構築していきます。
 - 若年性認知症に関する総合的な相談のワンストップ窓口を設置し、早期に支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。
- (4) 高齢者の住まいの確保～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～
 - 高齢者が多様な住まいを選択できるように、住宅の供給促進や施設の整備を進めます。
 - 高齢者が医療や介護が必要になっても安心して住み続けられる住まいを充実させるため、医療・介護・住宅の三者が連携したモデル事業を実施します。
 - サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に、東京都独自の基準を設けるなどサービスの質の確保を図ります。
- (5) 介護人材対策の推進～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～
 - 都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、介護・福祉の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、総合的な取組を進めます。
 - 高齢者の生活全般を支えるケアマネジメントを実現できるように、介護支援専門員を対象に、医療的知識や医療連携の視点を修得するための研修を実施します。
 - 在宅サービス及び施設サービスにおける質の向上を図るため、介護職員等を対象にした研修の取組等に関する研修を実施します。
- (6) 地域社会を支える担い手としての高齢者の支援
～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～
 - 区市町村の協力・支援のもと、町内会等の地域の人や在宅の高齢者を直接訪問し、その人の状況、福祉ニーズ等を把握することにより、日常の見守り、支援等につなげます。
 - 経験豊富な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していきます。
 - 就労を希望する高齢者の就労相談、能力開発、起業を志す高齢者の創業の場の提供などに取組んでいきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

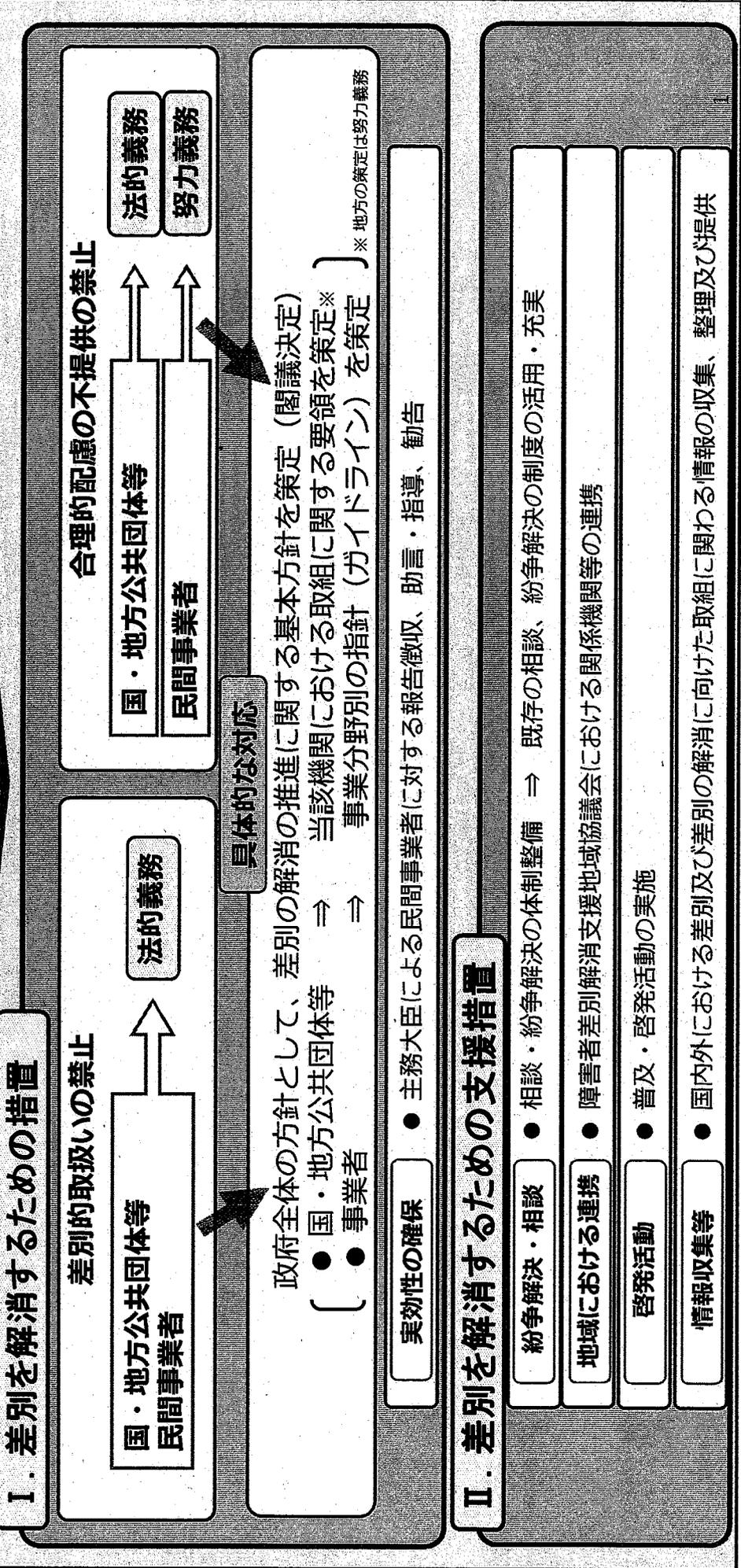
第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

同 和 問 題

同和問題は、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別がさまざまな形で現れている、わが国固有の重大な人権問題である。

この問題を解決するため、国や都は昭和 44 年から 33 年間、特別措置法に基づき地域の生活環境の改善、産業の振興等及び同和問題への理解や認識を深める啓発活動、人権教育に取り組んできた。

その結果、目に見える格差や国民の差別意識は着実に解消に向けて進み、平成 14 年 3 月末をもって特別対策は終了した。

しかしながら、同和問題に関する差別意識は依然として残っており、結婚、就職差別につながる事案、差別落書き等が存在している。

【現状・課題】

- 企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の家族状況などを調べるという、就職差別につながるおそれの強い身元調査が起きている。
- 調査会社などからの依頼を受けた行政書士などが、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本などを不正に取得する事件が起きている。
- 特別対策終了後では、平成 15 年から翌年にかけて、同和地区出身者やその住居の周辺住民に対し、誹謗・中傷・脅迫する内容のはがきなどを大量に送りつける事件が発生した。
- 公共施設などへの差別的な落書きや貼り紙、インターネットに悪質な書き込みをするなどの差別行為や、不動産取引に際し、同和地区に関する問い合わせを行うなどといった差別につながるおそれのある行為も発生している。

【人権に関する世論調査】

- 子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応は、平成 11 年調査に比べて
 - ・「子供の意思を尊重する。親が口出しすべきことではない」…………… 9 ポイント減少
 - ・「家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない」、「絶対に認めない」… 4 ポイント増加
- 同和地区出身者との結婚に反対された時の対応は、平成 11 年調査に比べて
 - ・「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する」…… 7 ポイント減少
 - ・「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」、「絶対に結婚しない」…… 9 ポイント増加

【都における取組状況】

- 同和問題への理解と差別意識の解消に向けた教育・啓発のほか、就職差別をなくすための企業などへの啓発や、差別につながる調査を行わないための啓発など、様々な取組を進めている。

アイヌの人々の人権問題に関する取組等

国の動向等

- 『アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律』の制定（平成 9 年 5 月制定）⇒ 『アイヌ政策推進会議』（座長：内閣官房長官、平成 21 年 12 月発足）
＜アイヌ文化の振興と普及啓発のための事業＞
 - ・ アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
 - ・ アイヌ語の振興
 - ・ アイヌ文化の振興
 - ・ アイヌの伝統等に関する普及啓発
 - ・ アイヌの伝統的生活空間の再生
＜アイヌの人々の生活向上のための事業＞
 - ・ 修学の支援
 - ・ 雇用・生活の安定
 - ・ 農林漁業の振興
 - ・ 中小企業の産業振興
 - ・ 住宅環境の改善
 - ・ 電話等による生活相談事業

- 『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』（平成 26 年 6 月閣議決定）

※ 「北海道アイヌ生活実態調査」（平成 25 年実施）

北海道内の市町村が調査対象として把握しているアイヌの人々の人数は 16,786 人 である。

東京都における取組等

- 「東京都人権施策指針」（平成 12 年 11 月）における都の認識
『東京にもアイヌの人々が暮らしており、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく認識されていないための偏見があります。』

- 東京都における取組
アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながることから、アイヌの歴史や文化の普及啓発に努めている。
 - ・ 「アイヌの文化と伝統を理解するために」等の啓発パンフレットの作成
 - ・ アイヌ文様作品展や講演会等をアイヌ団体と共催して実施
 - ・ 「東京都人権プラザ」においてアイヌの人々に詳しい専門家による相談の実施

※ 「東京在住ウタリ実態調査」（昭和 63 年実施）

東京に在住するアイヌ（ウタリ）の様々な生活実態を明らかにするため昭和 63 年に実施。把握された調査対象者数は 863 人で、有効回答は 514 人、そのうち民族的帰属意識をアイヌ人とすると回答したのは 438 人 であった。

東京都における地域国際化の取組 (防災対策)

東京都における在住外国人の状況

○外国人人口 404,992人 (平成26年6月現在)

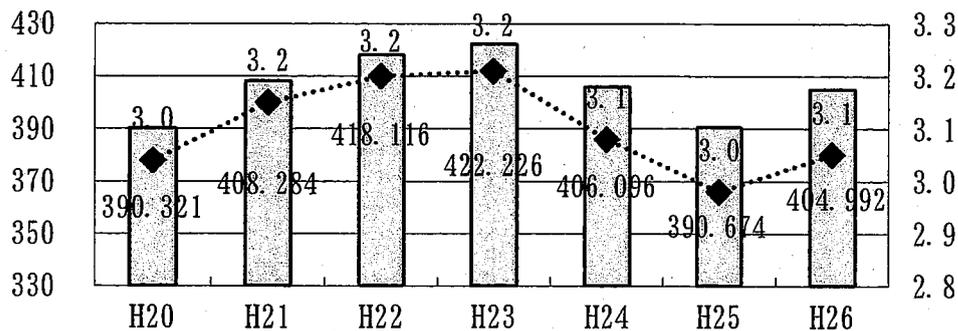
日本全国の外国人のうち約20%が都内在住、都内人口の約3%を占める。

○外国人割合の多い区・市

【区部】 ①新宿区 (10.5%) ②港区 (7.7%) ③荒川区 (7.5%)

【市部】 ①福生市 (4.1%) ②羽村市 (2.1%) ③小平市 (2.1%)

都内在住外国人数



在住外国人のための防災対策

○外国人支援のための防災訓練

毎年、外国人への防災知識の普及等を目的に実施。

(参考) 平成26年1月28日(火) 東京体育館 約170名の外国人が参加。応急救護訓練、起震車・煙ハウス体験、災害用伝言版体験等(渋谷消防署、携帯電話会社等の協力による。)

○防災(語学)ボランティア

一定以上の語学力を有する都民及び外国人を語学ボランティアとして募集・登録

訓練等での通訳ボランティアとして活用。災害時には、区市町村から依頼を受け、各避難所等へ派遣(平成26年7月1日現在 15言語 848名)

○情報提供等

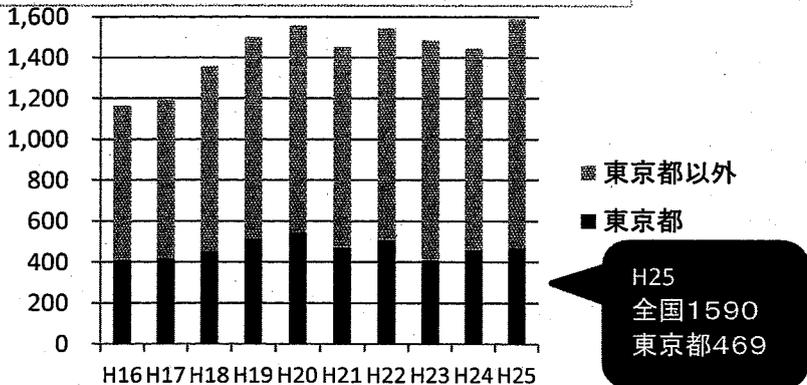
東京都国際交流委員会HP <http://www.tokyo-icc.jp/index.html>

- ・Living Information (英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語)
- ・防災啓発動画「地震のとき 気をつけること、用意すること」、「地震の時 動かず待機! 食べ物も備えておこう!」(英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語)
- ・ヘルプガード(英語、中国語、韓国・朝鮮語、日本語併記)
- ・リーフレット「地震だ! その時あなたはどうしますか?」(英語、中国語、韓国・朝鮮語、日本語併記)

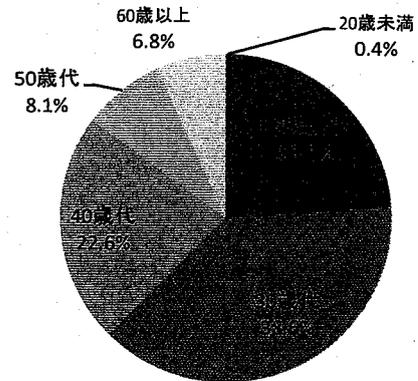
人権施策推進指針 -エイズ患者・HIV感染者の人権-

現状

エイズ患者・HIV感染者報告数の東京都と全国比較



東京都のエイズ患者・HIV感染者の年齢別割合(H25)



*エイズ患者・HIV感染者は、年間に全国では約1500人東京都では約500人前後報告されています。
*HIV感染者は20歳代から40歳代に多い(エイズ患者は30歳代から40歳代に多い)。

●HIV感染者及びエイズ患者は働く世代を中心に増加しており、東京都は全国の約3割を占めています。

HIV陽性者の約8割は就労しています(厚労科研調査報告より)。

●HIV感染症を完全に治す方法はまだ開発されていないが、医療の進歩により、服薬でエイズの発症を抑えながら、長期に渡り今までと変わらない生活を送れるようになってきました。

長期療養者の増加や高齢化により、地域での一般医療機関受診(歯科、透析等)の必要性が高まっています。

根強い誤解や偏見のため、退職を余儀なくされたり、施設への入所や診療を拒否される場合があります。

取組

『エイズ対策の新たな展開』(平成21年5月、:都が取り組んでいくべき主な取組を取りまとめ)に基づき、庁内連携や区市町村、NPO等と連携を図りながら、総合的なエイズ対策に取り組んでいます。

●啓発キャンペーン(「HIV検査・相談月間(6月)」「エイズ予防月間(11月16日～12月15日)」)
都民が自ら学び身近な問題として捉えていくことを目的とし、庁内関係局を始め、区市町村、関係団体、医療関係者、企業、NPO等と連携した全都的な取組により、エイズに関する啓発キャンペーンを総合的、集中的に実施。

●対象層それぞれの特性に合った啓発

<若者> 普及啓発拠点「ふおー・ていー」、ピア・エデュケーション、インターネット啓発番組

<職域> 人事・労務担当者向けハンドブック・従業員向けハンドブックの作成、メールマガジン

<MSM* > ゲイコミュニティを中心とした啓発(勉強会、セミナー、アウトリーチ、雑誌広告)

<医療> 医療従事者向け講習会・研修の実施

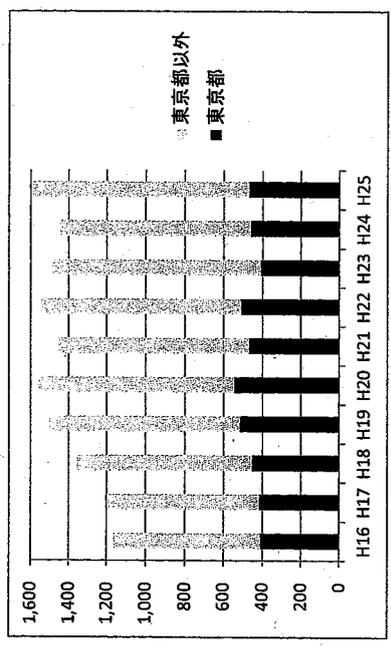
*男性間で性行為を行う者

課題

HIV/エイズの理解を深めるための啓発事業を実施してきたが、依然として誤解や偏見、誤った知識を十分には払拭できず、就労や診療等の場で問題が生じているため、引き続きHIV感染の現状と正確な知識を都民に広報していく必要があります。

エイズ患者・HIV感染者報告数の東京都と全国比較

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
東京都	411	417	453	515	545	471	509	409	461	469
東京都以外	754	782	905	985	1,012	981	1,035	1,077	985	1,121
全国	1,165	1,199	1,358	1,500	1,557	1,452	1,544	1,486	1,446	1,590



東京都のHIV感染者の年齢別割合

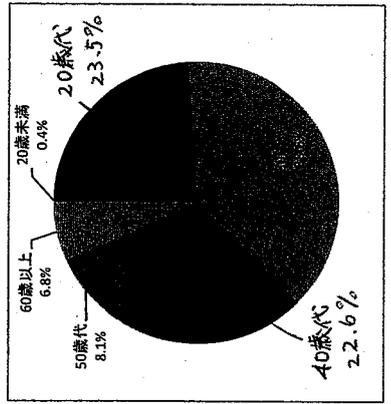
	平成25年
20歳未満	1%
20歳代	29%
30歳代	41%
40歳代	19%
50歳代	6%
60歳以上	4%

東京都のエイズ患者・HIV感染者の年齢別割合

20歳未満	0.4%	2
20歳代	23.5%	110
30歳代	38.6%	181
40歳代	22.6%	106
50歳代	8.1%	38
60歳以上	6.8%	32

東京都のAIDS患者の年齢別割合

	平成25年
20歳未満	0%
20歳代	6%
30歳代	32%
40歳代	32%
50歳代	15%
60歳以上	15%



ハンセン病患者・回復者等の人権

所管：東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課

【都の施策】

○ハンセン病療養所入所者に対する見舞金等の給付

ハンセン病療養所に入所する東京都出身者を年に2回訪問

平成26年7月現在入所者数 19人

○ハンセン病患者家族生活援助

ハンセン病療養所入所者の親族のうち、生活困難な者に対し生活援助を実施

○普及啓発活動

- ・6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に合わせて普及啓発活動を実施

※平成26年度は6月18日から22日まで、都庁展望室において国立療養所多磨全生園の写真パネルを展示するとともにハンセン病についてのDVDを上映

- ・人権啓発イベントにおいてハンセン病に関するパネルを展示

※平成26年9月5日、6日、新宿駅西口広場イベントコーナーにて実施予定

犯罪被害者やその家族の人権

1 犯罪被害者やその家族の置かれた現状

(1) 直接的被害と二次的被害

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等により、生命を奪われる、けがを負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害にとどまらず、様々な二次的被害を受けている。例えば、主たる生計者の喪失等による収入の激減や治療費・裁判費用の負担等による経済的な被害、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の根拠のない噂話やマスメディアによる取材・報道による精神的苦痛など、様々な問題を抱え、一般に想像されている以上の困難な状況に直面している。

(2) 性犯罪等被害者の現状

性犯罪については、他の犯罪に比べて被害者にPTSDの症状が出る割合が高いとされており、精神的な苦痛は深刻な状況にある。しかしながら、こうした精神的なショックや羞恥心から、捜査機関に届出がなされる割合は極めて低い上、誰にも相談しなかったとする被害者も多い。

2 都における犯罪被害者等に対する支援の取組

(1) 取組の概要

※別紙1参照

(2) 東京都総合相談窓口における支援の実績

※別紙2参照

3 今後の課題

(1) 支援策の更なる充実とネットワークの強化

それぞれの団体や機関における支援策を更に充実させるとともに、行政、各支援機関、民間支援団体、地域の団体等の間のネットワークを強化し、犯罪被害者等が早期の段階から必要な支援を受けることを可能にしていく必要がある。

(2) 性犯罪等被害者の支援の強化

性犯罪等被害者の心身の早期回復や被害の潜在化防止を図るためには、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を的確に行う必要があることから、行政、捜査機関、民間支援団体、医療機関等が連携することにより、支援の強化を図っていく必要がある。

(3) 啓発・広報活動の更なる強化

平成26年4月「人権に関する世論調査結果」では、「犯罪被害者等がその立場や心情に沿った適切な支援が保障されていると思うか」との問いに対し、「不十分だと思う」との回答が74%となっている。この調査結果については、支援の制度や取組が都民に十分浸透していないことも一因と考えられるため、犯罪被害者等への支援策を更に充実させていくとともに、支援の取組を広く都民の方々に認識してもらえよう広報・啓発の活動を更に強化していく必要がある。

東京都における犯罪被害者等支援－東京都犯罪被害者等支援計画の推進－

東京都犯罪被害者等支援計画

【計画期間】平成23年度から同27年度までの5年間 *国：第2次犯罪被害者等基本計画

支援の基本的考え方

- ①個人としての人権尊重、それにふさわしい処遇を保障
- ②被害者等のおかれた状況や事情に応じた適切な施策を実施
- ③必要な支援を途切れることなく受けられるよう施策を実施

【取組の3つの柱】

- ①支援策の充実・強化
- ②区市町村等との連携体制の充実・強化
- ③都民意識の啓発の充実・強化

1 東京都総合相談窓口を核とした支援策の実施

(1) 東京都総合相談窓口における取組

平成20年から、公益社団法人被害者支援都民センターと協働して窓口を設置・運営

電話等による相談・情報提供

相談員による面接相談

精神科医や臨床心理士によるカウンセリング

裁判所・検察庁・役所等への付添い

被害直後の一時的な居住場所の提供

性犯罪被害者を中心に、件数は年々増加

2 区市町村・民間団体等との連携

(1) 区市町村等との連携

- ◇区市町村の相談窓口の充実
- ◇職員研修による支援ノウハウ向上の促進
- ◇「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」による情報交換

平成24年度に
全区市町村で
相談窓口設置

※被害者支援の具体的なメニューを提供する自治体も増えている。

付添い、日常生活支援、住宅の一時利用への提供、生活資金の貸付

(2) 民間団体等との連携

- ◇「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じた連携・協力

(例) 賃貸住宅のあっせん紹介、研修会、研究会・犯罪被害者週間行事の参加、団体の役員会等での事業周知、団体主催行事でのパネル展示、会報誌への記事掲載、等

町会、PTA、不動産業界、
中小企業団体など
11の民間団体等で構成

(2) 各局等の取組

福祉、医療、住宅、就労等の長期的かつ幅広いニーズに対応し、既存の事業を活用して着実に支援を実施

(例) 損害賠償請求の援助、

資金貸付（転居費や就職支度金等の一時費用の貸付）、

都営住宅入居の優遇抽選制度、

職業訓練・職業紹介（職業能力開発センター、東京しごとセンター、労働相談情報センター）、

PTSD診療機関の紹介（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」）、

女性被害者の緊急一時保護、スクールカウンセラーの活用、

個別法に基づくDV・児童虐待・高齢者虐待対策など

→ 「東京都犯罪被害者等支援推進会議」による進行管理

3 都民意識の啓発

(1) 被害者等の声を聴く機会の提供

- ◇「犯罪被害者週間行事」の開催（毎年11～12月、都及び区市との共催）
- ◇中高生向け「命の大切さを学ぶ教室」の開催（警視庁事業）

(2) リーフレットその他各種メディアを通じた啓発

- ◇他の人権啓発行事とのタイアップ
- ◇都HP「じんけんのとびら」の活用

東京都総合相談窓口における支援の実績

1 相談等件数

(単位:件)

相談等 種別 年度	電話等相談	面接相談	精神的支援	直接的支援	一時居所提供	合計
	相談、助言、他 機関の紹介等	相談、助言	精神科医、 臨床心理士等 の精神的ケア	自宅訪問、病 院・警察署・裁 判所等への付 添い	被害後の一時 的な居所とし て、ホテル等を 提供	
平成21年度	2,469	202	374	293	4	3,342 件
平成22年度	3,393	358	487	551	2	4,791 件
平成23年度	3,745	367	514	428	6	5,060 件
平成24年度	4,034	407	716	594	0	5,751 件
平成25年度	3,575	287	1,227	381	6	5,476 件

2 犯罪被害別の状況

(単位:件)

被害別 年度	殺人	交通被害	性的被害	暴行傷害	その他	合計
	平成21年度	666	774	1,101	188	
平成22年度	881	1,239	1,694	233	744	4,791 件
平成23年度	641	1,198	2,223	328	670	5,060 件
平成24年度	857	1,041	2,797	211	845	5,751 件
平成25年度	767	1,312	2,361	285	751	5,476 件